４年度　公文書開示（５月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R4.4.28	R4.5.12	感染拡大防止協力金センター(コールセンター)などにナビダイヤルが使用されているが、〇〇課長代理が存在すると明言した包括的なナビダイヤルに関する契約書などの一切の文書。					1											当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	産業労働局総務部企画調整課
2	R4.4.28	R4.5.12	感染拡大防止協力金についてヒアリング等要旨記録表令和3年8月3日付「二毛作営業について」にて記載されている回答で「１つの営業許可に対して一つの支給～」と記載があるが、この点は令和3年9月10日付「飲食店」の定義では「必ずしも許可を受けていなくても支給対象」となる「等」が提示されており矛盾が存在するが、このことを国に指摘した経緯やなぜそうなるのか理由などの回答がわかる一切の文書。					1											当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	産業労働局総務部企画調整課
3	R4.4.28	R4.5.12	感染拡大防止協力金について、請求者が認めるものではないが東京都主張として「誤支給をしてしまった」と認めているものの、「東京都に落ち度のあるミス」と認めない正当な理由がわかる一切の文書。なお東京都として返納を求める以上必ず必要な事項であると付け加え、産業労働局はもちろんそれ以外の全局に対してもこれを行える理由がわかるものが存在する可能性があるので全局に対して行う。					1											当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	産業労働局総務部企画調整課
4	R4.5.11	R4.5.24	東京都感染拡大防止協力金の支給状況等について。 なお、先日（３年11月30日）付を開示させていただきましたが、その後の資料です。					1											当該公文書については、その後の資料は未作成であり、存在しない。	産業労働局総務部企画調整課
5	R4.3.25	R4.5.24	兼業実績報告（令和元年度、令和２年度及び令和３年度分）	19		1					1								個人に関する情報で特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。	産業労働局総務部職員課
6	R4.3.25	R4.5.24	公用車の一覧表（台帳）） （ナンバー、所属、購入価格） 最新のもの	4	1															産業労働局総務部総務課
7	R4.5.17	R4.5.30	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（申請受付要項）																対象となる文書はすべて公表されている資料である。	産業労働局総務部企画調整課
8																				
9																				
10																				